

沖縄県公害審査会の紛争処理の手續に要する費用に関する条例

昭和48年7月23日
条例第56号

改正 昭和50年3月31日条例第18号 昭和59年10月16日条例第31号
平成12年3月31日条例第14号 平成20年3月28日条例第12号

沖縄県公害審査会の紛争処理の手續に要する費用に関する条例をここに公布する。

沖縄県公害審査会の紛争処理の手續に要する費用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定に基づき、沖縄県公害審査会（以下「審査会」という。）の紛争処理の手續に要する費用に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成12年条例14号〕

(紛争処理の手續に要する費用)

第2条 法第44条第2項の条例で定める費用は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号。以下「政令」という。）第10条の規定により陳述若しくは意見を求められ、又は鑑定を依頼された参考人又は鑑定人に支給する旅費又は鑑定料
- (2) 調停委員会又は仲裁委員会が提出を求めた文書又は物件の提出に係る費用
- (3) あつせん委員、調停委員、仲裁委員、専門委員又は職員の出張に要する費用
- (4) 呼出し又は送達のための費用

一部改正〔昭和50年条例18号・平成20年12号〕

(手数料)

第3条 審査会に対し調停若しくは仲裁の申請をする者又は法第23条の4第1項の規定による参加の申立てをする者の納めるべき手数料の額は、1件につき別表のとおりとする。ただし、法第36条第1項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第2項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から2週間以内に当該調停の申請人又は参加人からされた仲裁の申請については、同表により算出した額から当該調停の申請又は当該調停の手續への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額とする。

2 前項の調停又は仲裁を求める事項の価額は、申請又は参加の申立てにより主張する利益によって算定する。この場合において、価額を算定することができないときは、その価額は、500万円とする。

3 第1項の手数料は、知事の定める方法で納めなければならない。

4 政令第6条の規定により調停を求める事項の価額を増加するときは、増加後の価額につき納付すべき手数料の額と増加前の申請又は参加の申立てについて納められた手数料の額との差額に相当する額を知事の定める方法で納めなければならない。

一部改正〔平成12年条例14号・20年12号〕

(手数料の減免又は納付の猶予)

第4条 知事は、調停若しくは仲裁の申請又は調停の手續への参加の申立てをする者が貧困により前条第1項の手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を軽減し、若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

2 前項の規定による手数料の軽減若しくは免除又はその納付の猶予を受けようとする者は、知事が定めるところにより、書面をもって、その旨を申請しなければならない。

一部改正〔平成12年条例14号・20年12号〕

(手数料の不還付)

第5条 既に納められた手数料は還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

全部改正〔平成12年条例14号〕

(鑑定料)

第6条 調停委員会又は仲裁委員会における鑑定人が政令第16条の規定により支給を受ける鑑定料の額及びその支給方法は、知事の定めるところによる。

(規則への委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年3月31日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年10月16日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日条例第14号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第3条関係)

| | |
|--|--|
| 1 調停の申請及び法第23条の4第1項の規定による調停の手續への参加の申立て | 調停を求める事項の価額に応じて次に定めるところにより算出して得た額 (1) 調停を求める事項の価額が1,000,000円まで 1,000円 (2) 調停を求める事項の価額が1,000,000円を超え 10,000,000円までの部分 その価額10,000円までごとに 7円 (3) 調停を求める事項の価額が10,000,000円を超え 100,000,000円までの部分 その価額10,000円までごとに 6円 (4) 調停を求める事項の価額が100,000,000円を超える部分 その価額10,000円ごとに 5円 |
| 2 仲裁の申請 | 仲裁を求める事項の価額に応じて次に定めるところにより算出して得た額 (1) 仲裁を求める事項の価額が1,000,000円まで 2,000円 (2) 仲裁を求める事項の価額が1,000,000円を超え 10,000,000円までの部分 その価額10,000円までごとに 20円 (3) 仲裁を求める事項の価額が10,000,000円を超え 100,000,000円までの部分 その価額10,000円までごとに 15円 (4) 仲裁を求める事項の価額が100,000,000円を超える部分 その価額10,000円までごとに 10円 |

全部改正 [昭和59年条例31号]